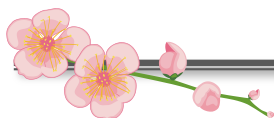


資料編





岩沼市障害者計画等策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者 (会長)	菅 原 里 江	東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科 専任講師
保健医療関係者 (副会長)	小 島 照 正	岩沼市医師会・小島病院 院長
保健医療関係者	片 瀬 道	臨床心理士
福祉関係者	平 野 浩	社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
福祉関係者	鈴 木 守 幸	一般社団法人 宮城県社会福祉士会
福祉関係者	沖 直 介	宮城県立支援学校岩沼高等学園
サービス利用者	森 輝 彦	岩沼市身体障害者福祉協会 副会長
サービス利用者	山 田 弘 子	岩沼市中心身障害児者親の会 会長
サービス利用者	三 塚 久 治	岩沼市精神障害者家族会 会長



○岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年6月1日
告示第47号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく岩沼市障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく岩沼市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定にあたって市民の意見を反映させるため、岩沼市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関し、調査及び検討し、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 岩沼市の障害福祉サービスを利用する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(平21告示33・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第100号)

この告示は、平成23年12月22日から施行し、改正後の岩沼市障害者計画等策定委員会設置要綱は、平成23年11月18日から適用する。



■ ■ ■ 用語解説 ■ ■ ■ (掲載順)

■ 特定疾患

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、医療の確立、普及を図るための治療研究及び患者の医療費の負担軽減を対象として厚生労働省が定めたもの。

■ 法定雇用率

障害者の雇用の促進に関する法律で定められている障害のある人の雇用割合。
民間企業 1. 8%、国・地方公共団体 2. 1%。

■ 療育

障害を持っている人が、社会的に自立することを目的に行われる治療教育のこと。

■ 自立支援協議会

障害者の地域生活を支援するため、障害福祉に関する関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

■ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々を保護、支援するための制度。財産管理や契約行為が保護される。その人の状態にあわせて後見人、保佐人、補助人が家庭裁判所より選任される。

■ ケアマネジメント

地域生活を支援するため援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健、医療、福祉サービスその他の社会資源を受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。障害者自立支援法や介護保険法におけるサービスの提供に用いられており、利用者一人一人の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、必要とされる様々なサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサ



ービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直すことで利用者が適切なサービスを継続的に利用できる仕組み。

■ アセスメント

知り得た情報から利用者の生活の全体像を明らかにして、課題、ニーズを把握するために状況分析、判断していくこと。

■ 障害者就業・生活支援センター

障害者の就業や就業に伴う生活に関する指導、助言、職業準備訓練のあっせんなど、就業生活における自立を図るために必要な支援を行う。

■ バリアフリー

障害者の社会生活の障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■ ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考えを発展させ、年齢や障害の有無に関わらず、誰にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方。

■ オストメイト

人工肛門、人工膀胱を持つ人。